

酒類等製造免許の新規取得者名等一覧

令和5年10月31日
東京国税局

当局管内の千葉県における、令和5年9月1日から令和5年9月30日までの酒類等製造免許の取得者等は次のとおりです。

税務署名	免許等年月日	申請等年月日	製造者氏名又は名称	製造場所在地	免許等区分	品目	処理区分
館山	令和5年9月6日	令和5年7月4日	法人番号8040001074164 亀田酒造株式会社	鴨川市仲329番地	酒類	ブランドー	新規

(注)氏名又は名称等については、常用漢字による表示をすることがあります。

～お知らせ～

令和5年10月

このたび、「所得税法等の一部を改正する等の法律」（平成29年法律第4号）により酒税法が改正され、酒類の品目の定義が令和5年10月1日から変更となりました。

これに伴い、改正前に製造又は販売できた酒類について引き続き製造又は販売ができるようにするため、改正後の酒税法の規定により変更後の品目の酒類の製造免許又は販売業免許を令和5年10月1日に受けたものとみなす経過措置が設けられました。

（注）この名簿には、上記経過措置による免許の異動等は掲載しておりません。